

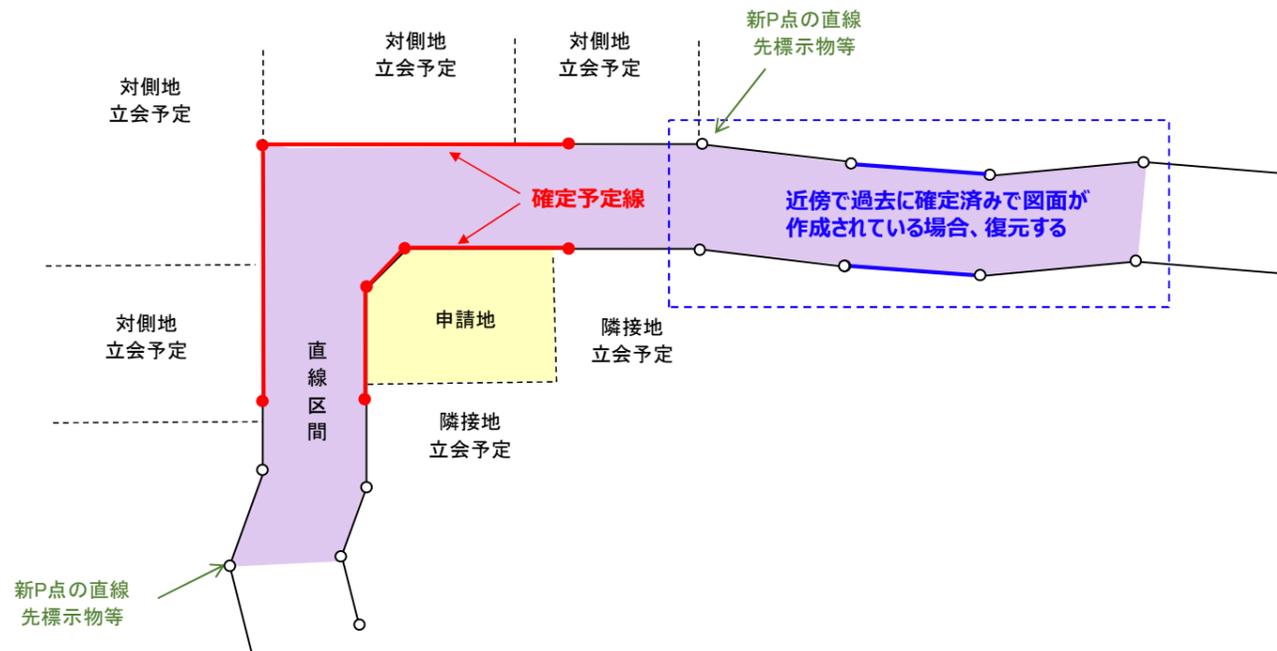
# 標示願申請後の線形検討について

- 標示願申請後に線形を検討する上での測量範囲、立会い範囲の一例を示すものです。（現地状況により、この限りではありません。あくまで初回の打合せにより決定します。）
- 詳細については、初回の打合せで資料の提供や、測量範囲、線形の方針及び立会い箇所などを確認します。
- 原則として境界確定は、申請地側及び公共用地を挟んで相対する側の両側で行います。

- ：新P点及び確定予定線
- ：測量範囲
- ：既設確定線

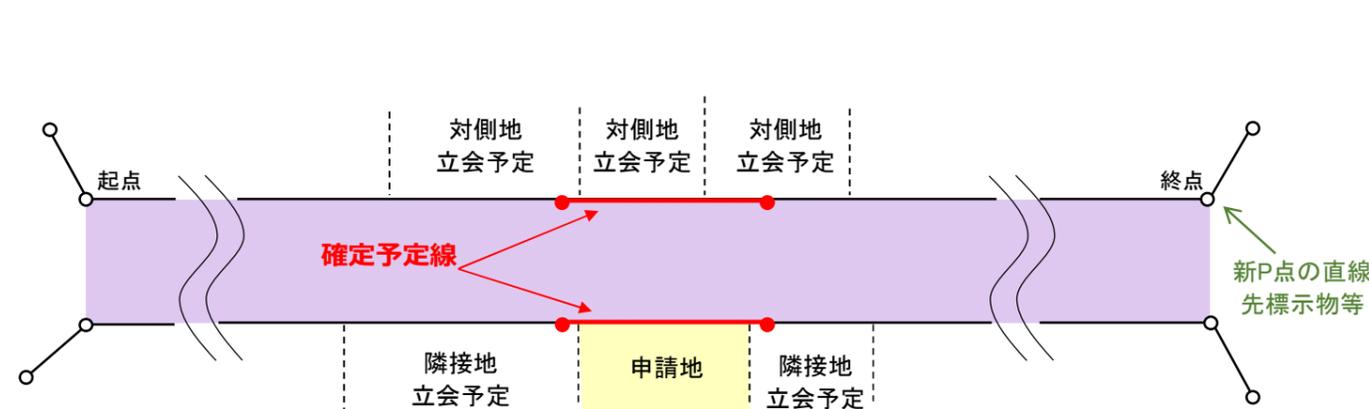
## ①申請地が角地の場合

申請地以外の立会い予定は、申請地の隣接地および対側地。  
 新P点の直線先に境界標示物があり、その境界標示物が過去の図面の引照点で利用されている場合は、過去の図面の復元をお願いします。  
 新P点が曲がりでない場合、2点先の境界標示物まで計測をお願いします（測量範囲が広域になる場合は協議）。



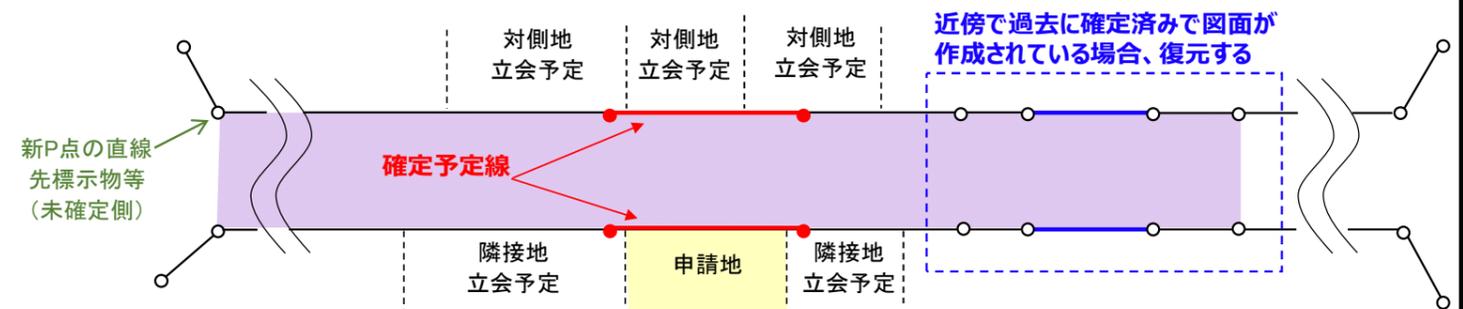
## ②申請地の前面道路が直線で過去に確定したことがない場合

申請地以外の立会い予定は、申請地の隣接地および対側地。  
 未確定の直線道路の場合は、起点、終点の境界標示物等の測量をお願いします。



## ③申請地の前面道路が過去に一部確定している直線の場合

申請地以外の立会い予定は、申請地の隣接地および対側地。  
 直線区間にあたり、一部過去に確定済みで図面が作成されている場合は、その図面を復元する。  
 確定していない側があれば、そちらの境界標示物の測量をお願いします。



## ④申請地が過去に確定している区間内にある場合

申請地以外の立会い予定は、申請地の隣接地。  
 過去に確定済みで図面が作成されている場合は、その図面の復元をお願いします。

